

生ごみ処理容器等購入補助制度について

市では、生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理容器などの購入費用の一部を補助しています。ぜひ、ご利用ください。



□補助金交付の対象および金額について

補助金の交付額は、生ごみ処理容器の**購入価格(税込み)の2分の1以内**(100円未満切捨て)となります。

交付の対象となるもの、および限度額は次のとおりです。

対象容器等	補助限度額	備考
●電気式生ごみ処理機器 ... 電気により、生ごみをかくはん・加熱して、減容または堆肥化するもの	30,000円	3年につき1基まで
●電気を使わない処理容器 ... コンポスター、EM菌を利用する容器など、生ごみを発酵させて減容または堆肥化するもの	2,000円	1年につき2基まで
●電気を使わない処理容器(土壌混合型) ... 土の中の微生物の働きにより生ごみを分解せ、その容量を減少させるもの(キエーロなど) ※平成30年1月1日から補助対象に追加	10,000円	2年につき1基まで

～ 申請方法 ～

- 購入した店舗等で発行した領収書(原本)
※購入日から1年を過ぎた領収書は無効となりますので、ご注意ください。
- 印鑑 又は 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※申請書と合わせて請求書を提出する場合は、印鑑をご持参ください。
- 振込口座を確認できるもの(通帳等) ※補助金は口座振込となります。

→ 以上3点を持参のうえ、生活環境課窓口(市役所本庁舎4階)にて申請してください。

【受付時間】 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送でのやり取りも可能です。

～ 留意事項 ～

- 申請者が龍ヶ崎市内に住所を有し、生ごみ処理容器等を自ら市内で使用することが条件です。
- 補助金は、市の予算の範囲内での交付となります。予算が無くなり次第、受付を締め切らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- 市税等が未納になっている方は、補助金交付の対象外となります。
- 補助金を交付した方に対して、生ごみ処理容器等の使用状況調査(現地調査、アンケート等)をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。